

神奈川県いのち貢献度指名競争入札試行要領

(目的)

第1条 この要領は、自然災害等への対応や社会基盤の適切な維持管理など、県民の「いのち」を守る担い手となる地域の建設業者等を中長期的に育成・確保するとともに、地域の安全・安心を確保するために必要な工事及び工事系委託を早期に実施することを目的に、神奈川県が「いのち貢献度指名競争入札」として入札執行を行うに当たって、別に定めるもののほか、指名競争入札の選定基準その他の必要な事項について定めるものとする。

(業者の選定と選定会議)

第2条 入札執行権者が業者の選定を行う場合は、あらかじめ工事及び工事系委託（以下「工事等」という。）を発注する本庁及び出先機関ごとに設置する工事等指名業者選定会議に諮るものとする。

(対象工事等)

第3条 「いのち貢献度指名競争入札」により契約を締結することができる工事等（以下「対象工事等」という。）は、設計金額が400万円を超え2億円未満の次の各号に定めるものとする。

(1) 工事

- ア 特に地域貢献度の高い社会貢献企業又は優良工事施工業者を対象とした工事
- イ 設計金額が概ね2,500万円（建築一式工事については概ね5,000万円）未満の維持修繕等小規模工事
- ウ 災害復旧に係る復旧工事
- エ その他早期着手が必要な工事

(2) 工事系委託

- ア 見積り公募を行い、入札参加者を見積書提出者に限定する工事系委託
- イ 設計金額が概ね1,000万円未満の標準的な工事系委託
- ウ 災害対応工事等の緊急を要する工事系委託
- エ その他早期着手が必要な工事系委託

(選定の基準)

第4条 対象工事等の指名競争入札を実施するときは、別表1（工事に係る共通基準）又は別表2（工事系委託に係る共通基準）の条件を満たす者を入札参加有資格者とする。

- 2 前項により入札参加有資格者とした者のうち、別表3（工事に係る総合的評価基準項目）又は別表4（工事系委託に係る総合的評価基準項目）の中から必要な項目を適用して、適用した項目に該当する者を指名選定業者とする。ただし、「いのち貢献度指名競争入札」による指名を受けた際に辞退届を提出せずに入札書を提出しなかった者等については、指名選定業者から除外することができる。
- 3 別表3（工事に係る総合的評価基準項目）のうち、特別評価項目として設定した項目を適用する場合は、他の項目に該当しない場合でも指名選定業者に追加することができる。
- 4 第3条（1）アを適用し、社会貢献企業を指名選定業者とする場合は、現在及び将来の公共工事の適正な施工及び品質確保に努めている業者や、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保に取り組む業者、及び災害発生時に的確な対応を図っている業者等、特段の企業努力を行っている地域貢献度の高い業者を地域の実情や工事の内容に応じて選定する。
- 5 第3条（1）アを適用し、優良工事施工業者を指名選定業者とする場合は、工事の良好な品質確保等に特段の企業努力を行っている業者を選定する。

(等級別発注の弾力的な運用)

第5条 次の工事は競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）第3条第4項に定める「その他知事が特に必要と認める工事の請負」とする。

(1) 第3条（1）アに定める工事

(2) 第3条（1）イに定める工事で、工事施工箇所の区域を担当する社会貢献企業を対象に含める工事

(3) 応札者が少数と見込まれる等特段の事情がある工事

(選定業者数)

第6条 選定業者数は、発注金額に応じて次表の区分によるものとする。ただし、対象工事等の種類、特殊性等からこの区分により難しい場合は、当該対象工事等の実情に応じた扱いを行うことができる。

工事等請負設計金額	選定業者数
1千万円未満	5～9
1千万円以上5千万円未満	7～11
5千万円以上2億円未満	9～13

(落札候補者の資格確認)

第7条 入札執行権者は、第4条に定める選定の基準に応じて、次の書類の提出を求めた上で、落札候補者の資格確認を行うものとする。

- (1) 配置予定技術者届
- (2) その他入札説明書において落札候補者に提出を求めた書類

(公表)

第8条 入札等の情報の公表は次により実施するものとする。

- (1) 公表する情報は、次のとおりとする。
 - ア 契約の相手方、契約金額、工事等請負契約内容、当該工事等を指名競争入札とした理由及び業者選定に当たって適用した項目
 - イ 指名選定業者名、入札者名、入札者の各回の入札金額、予定価格、最低制限価格、法定福利費概算額(工事のみ)
 - ウ 積算内訳
 - エ 変更の内容(金額)及び変更理由(金額の変更を伴う変更契約に限る。)
- (2) 公表は、落札者の決定後又は契約の締結後、速やかに行う。なお、金額の変更を伴う変更契約の場合は、変更契約の締結後、速やかに行う。
- (3) 公表の場所は、次のとおりとする。
 - ア 本庁各室課で支出負担行為を行う工事等は、県政情報センター
 - イ 出先機関で支出負担行為を行う工事等は、当該出先機関の契約担当課
- (4) 公表の方法は、次のとおりとする。
 - ア 書面による公表
書面による閲覧方式の場合、閲覧簿への記入は不要とする。また、公表する書面及びその内容は、次のとおりとする。
 - (ア) 工事等請負契約内容及び指名理由等公表書(様式1)
契約の相手方、契約金額、工事等請負契約内容、当該工事等を指名競争入札とした理由及び業者選定に当たって適用した項目
 - (イ) 工事等請負変更契約公表書(様式2)
変更の内容(金額)及び変更理由
 - イ かながわ電子入札共同システムによる公表
 - (ア) 公表の対象は、電子入札システムを用いて行う工事等の入札案件(システムトラブル等で紙入札による執行を行った場合も含む)とする。
 - (イ) 公表の方法は、入札情報サービスシステムにおいて、案件ごとの入札結果に次の書類を添付し、公表する。
 - a 入札調書(神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)第2号様式)の写し
指名選定業者名、入札者名、入札者の各回の入札金額、予定価格、最低制限価格
ただし、入札が不調となった場合は、工事名又は業務名及び不調になった旨のみ記載する。
 - b 積算内訳書
土木工事は、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書
建築工事は、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書
水道施設工事等工事及び委託は、本工事費内訳書
土木工事に係る委託は、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書
建築設計に係る委託は、種目内訳書

(5) 公表の期間は、落札者が決定した日又は契約を締結した日の翌日から翌年度の末日までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めがあるもののほか、各局等（知事部局、企業庁、教育局及び警察本部）の状況に応じて、取扱いの細目について別途定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は平成27年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県発注工事において、設計金額が250万円を超え1億5,000万円未満の工事等で指名競争入札を行う場合については、神奈川県工事等指名業者選定基準（平成7年4月1日施行）第1条及び第3条、第5条から第7条、及び神奈川県の公共工事に係る入札関係事務処理要領（昭和57年6月1日施行）別表7入札辞退の4によらずに本要領を適用する。

附 則

- 1 この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和5年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日附則2において、1億5,000万円とあるものは2億円と読み替える。

附 則

- 1 この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和7年5月19日から施行する。
- 2 平成27年4月1日附則2において、250万円とあるものは400万円と読み替える。

別紙

別表 1（工事に係る共通基準 第 4 条関係）

	条 件
①	神奈川県競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて知事の認定を受けている者であること。
②	有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
③	入札金額の内訳書（入札金額を積算したもの）を提出できる者であること。
④	発注工種に係る建設業法第26条の技術者を配置（共同企業体は各構成員ごと）できる者であること。
⑤	神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
⑥	「営業所実態調査における指導事項の改善について(通知)」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
⑦	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
⑧	2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、①の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
⑨	6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、①の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
⑩	債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
⑪	事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
⑫	県発注工事について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これらの改善を行わない状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当と認められる者でないこと。
⑬	賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められる者でないこと。
⑭	退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（経営事項審査の対象であるものに限る。）又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結していること。
⑮	社会保険等（健康保険、年金保険及び雇用保険）加入事業者であること。また、社会保険等未加入業者を下請（一次）に指定しないことを誓約すること。
⑯	入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

別表 2（工事系委託に係る共通基準 第 4 条関係）

	条 件
①	神奈川県競争入札参加資格（当該委託業務に係る業種）を有することについて知事の認定を受けている者であること。
②	神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
③	地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
④	2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者を除く。
⑤	6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者を除く。
⑥	債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
⑦	事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。

別表 3（工事に係る総合的評価基準項目 第 4 条関係）

	適用	特別評価項目	総合的評価基準項目
①			競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）第 4 条に基づく等級格付
②			本店・支店の地域近接性（市区町村内／事務所管内／県内／県外）
③			工事種類別完成工事高
④			特定建設業の許可の有無
⑤		○	社会貢献企業（災害協定締結又は覚書等による指定施工業者）
⑥		○	過去 5 年間の優良工事施工業者（80点以上、65点未満なし）
⑦		○	若手技術者雇用者（35歳未満の主任技術者・監理技術者による優良工事表彰・工事評価点上位者、又は経営事項審査において、若年の技術職員の育成及び確保の取組を評価されている業者）
⑧		○	建設機械等の保有状況（災害協定締結等業者の建設機械等の保有状況）
⑨	複数項目を必要に応じて選択		過去の同種工事の施工実績
⑩			当該工事箇所の近傍での施工実績
⑪		○	過去の工事評定点優良者（過去 5 年間の各事務所管内での工事評定点の上位者）
⑫		○	各事務所管内での入札参加資格の主観点上位者
⑬		○	CCI神奈川（神奈川県魅力ある建設事業推進協議会）、建設技術協会等の表彰受賞者（過去 5 年間）
⑭			過去の応札実績
⑮			指名の状況
⑯			手持ち工事の状況
⑰			その他地域の実情や工事の内容等（必要に応じ、次の項目を考慮する） ・災害発生時に備える体制の整備や、防災訓練等への参加実績、災害発生その他緊急時における出動実績のある者の評価 ・入札不調等により着手が遅延した工事や緊急に施工する必要がある工事を受注した者の評価 ・いのち貢献度指名競争入札において辞退届を提出せずに入札書を提出しなかった者の除外 ・工事施工中に事故を発生させた者、地元調整に問題があった者、成績不良工事施工者等工事の円滑な施工に課題のある者の除外 ・発注工種に係る工事完成高が小額である等、当該業種が主たる登録業種ではない者の除外（③工事種類別完成工事高と組み合わせることにより除外を可能とする）

①は必須選択項目（第 5 条により等級別発注の弾力的な運用を行う場合は除く。）

⑤～⑧、⑪～⑬は、第 4 条第 3 項により、特別評価項目として設定できる項目

第 3 条(1)アを適用する場合、総合的評価基準項目の選択に当たっては、⑤又は⑥以外に工事の品質確保や地域への貢献度、建設人材の育成や担い手の育成・確保に資する取組に係る項目（特別評価項目及び⑰）の中から、地域の実情や工事の内容に応じて項目を選択する。

別表 4（工事系委託に係る総合的評価基準項目 第 4 条関係）

	総合的評価基準項目
①	本店・支店の地域近接性（市区町村内／事務所管内／県内／県外）
②	営業種目（業種）の売上高
③	過去の委託評定点優良者（過去 5 年間の各事務所管内での委託評定点の上位者）
④	有資格技術者数
⑤	過去の同種業務履行実績
⑥	当該業務箇所近傍での測量業務等同種業務履行実績
⑦	過去の応札実績
⑧	指名の状況
⑨	手持ち業務の状況
⑩	公募において見積書を提出した者（見積り公募実施事案のみ）
⑪	その他地域の実情や委託業務の内容等（必要に応じ、次の項目を考慮する） ・入札不調等により着手が遅延した工事や緊急に施工する必要がある工事に係る工事系委託業務を受注した者の評価 ・災害発生時の対応を想定した研修や測量実習への講師派遣等を行った者の評価 ・いのち貢献度指名競争入札において辞退届を提出せずに入札書を提出しなかった者の除外 ・地元調整に問題があった者の除外 ・成果品の成績不良者の除外

工事等請負契約内容及び指名理由等公表書

工事(又は業務) 名*			
工事(又は履行) 場所*			
発注機関			
工事(又は業務) 概要*			
契約の相手方	(住所) (名称)		
契約金額	円	契約年月日	平成 年 月 日
工 期(又は履行期限)*	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
発注方法	いのち貢献度指名競争入札		
指名競争入札とした理由及び業者選定に当たって適用した項目			

(注) * 欄の () 内は案件により選択する。

工事等請負変更契約公表書

工事（又は業務）名＊			
工事（又は履行）場所＊			
発注機関		工事種別（又は業務区分）＊	
契約の相手方	(住所) (名称)		
当初契約年月日	令和 年 月 日	変更契約年月日	令和 年 月 日
変更内容	1 契約金額 変更前 円、変更後 円		
	2 その他の事項		
変更理由			

(注) ＊欄の（ ）内は案件により選択する。